

## 広報まるがめ2月号 《ほっとコラム人権》 インターネットは便利だけれど…

インターネットは、だれでも情報を受信・発信できる手軽で便利なメディアとして、私たちの生活に欠かせないものとなっています。とても便利な一方で、匿名で書き込みができたり、不特定多数に情報を伝えたりできるため、活用方法によっては深刻な人権侵害となることがあります。

他人への誹謗中傷や侮辱、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーの無断掲示、差別的な書き込み、インターネット上のいじめなど、人権やプライバシーの侵害につながる情報が発信されています。

また、インターネットで入手できる情報は、すべてが正しいとは限りません。誤った情報に惑わされないよう、情報の発信者がモラルと人権意識を高め、自らが発信する情報に責任を持つ姿勢が大切です。もし、嘘や根拠のない情報を拡散してしまった場合、あなた自身の信頼が損なわれるだけでなく、民事上・刑事上の責任（損害賠償・慰謝料請求・名誉棄損罪・詐欺罪等）を問われる可能性もあります。

あなたの発信した情報が、知らず知らずのうちに誰かを傷つけているかもしれません。いったん掲載された情報は、発信者の意図に関わらず、さまざまなところに拡散されてしまう可能性があり、完全に削除することも困難です。発信しようとしている情報が本当に発信してよいものなのか、情報を発信する前にもう一度確認しましょう。

インターネットの書き込みにより、誹謗中傷やプライバシーの侵害などの被害にあわれた場合、総務省・法務省などが相談窓口を設けており、削除依頼の方法などのアドバイスを受けることができます。

ひとりで悩まずにご相談ください。